

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社C支店において事務職として就労していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、帰宅する際に、同僚が運転する車で駅まで行き、車を降りた時に右足を負傷し、その後駅の階段で、右足をかばったため左足を捻り負傷したという。請求人は、翌〇日、医療機関を受診し、「右足関節捻挫」及び「左足関節外側靭帯損傷」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、左足関節は不安定感(靭帯のゆるみ)、ボルトの痛み、関節周囲の痛みや腫れなどが出現しており、監督署長の処分は誤りである旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び治療時の障害状態に係る平成〇年〇月〇日付けD医師作成の診断書(以下「D診断書」という。)によると、神経系統の障害及び左足関節の機能障害であると認められることから、当審査会において、改めて一件記録を精査したところ、次のとおりである。

ア 神経系統の障害

D医師は、D診断書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、左足外果部腓骨筋腱に沿った自発痛、腫脹、圧痛、歩行時痛、留置されたステープル周囲痛があり今後も残存すると考えられる旨の所見を述べている。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、左足関節に持続的で他覚的な所見に見合う疼痛、腫脹を残し足関節の不安定性も残存しており障害等級第12級相当と考える旨述べている。

請求人は、左足関節は靭帯の緩みとボルトの位置が悪いため歩行や立つ動作等に支障を来し、長時間いすに座っていると左足首、脛の方までむくみ、血が下がり左足を高く上げていないといられないので長く座ってられないとしているが、症状の記録及び上記の2人の医師の意見に鑑みると、業務に従事することはできない状態ではないとみるのが相当であり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級第12級の12(局部にがん

固な神経症状を残すもの)に該当すると判断する。

イ 左下肢の機能障害

請求人の左足関節可動域はD診断書の測定値において右足関節(健側)運動範囲の3/4以下に制限されていないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級には該当しないものであると判断する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超えるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。